



平成 30 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社メタルアート
代表者名 取締役社長 多田 修
(東証第二部・コード 5644)
問合せ先 取締役 安居 弘
(TEL 077-563-2111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 87 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」と言います。）に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日を持って効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に決めました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行うものといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

8,000,000株

※なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数（平成30年3月31日現在）	15,786,910株
株式併合により減少する株式数	12,629,528株
株式併合後の発行済株式総数	3,157,382株

(3) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	67名（4.80%）	80株（0.00%）
5株以上	1,328名（95.20%）	15,786,830株（100.00%）
合計	1,395名（100.00%）	15,786,910株（100.00%）

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様67名（所有株式数の合計80株）は、株主としての地位を失うこととなります。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成30年6月26日開催予定の本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	(<u>附則</u>) <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日に効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u>

4. 主要日程

平成 30 年 5 月 22 日	取締役会 (株主総会招集決議)
平成 30 年 6 月 26 日 (予定)	第 87 期定時株主総会
平成 30 年 9 月 25 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日
平成 30 年 10 月下旬 (予定)	株式割当通知の発送
平成 30 年 12 月上旬 (予定)	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 30 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についての Q&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では1,000株から100株への単元株式数の変更と5株を1株とする株式併合を予定しております。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を、平成30年6月26日開催予定の第87期定時株主総会において可決されることを条件に、1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に移行・維持するため、当社株式につき、5株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどのようにになりますか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	10,600株	10個	2,120	21個	なし
例②	5,001株	5個	1,000	10個	0.2株
例③	1000株	1個	200	2個	なし
例④	555株	なし	111	1個	なし
例⑤	58株	なし	11	なし	0.6株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例②、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか？

A 4. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【当社の株主名簿管理人】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)

※受付時間 9:00~17:00

(土、日、祝祭日、12月31日~1月3日を除く)

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

確かに、株主様をご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合につき、必要な手続きはありますか？

A 7. 特段、お手続きの必要ございません。

以上